



# 交通だより

令和7年3月

## 保管場所標章（標章シール）の廃止について

令和7年4月1日から自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、車庫証明申請等で交付していた「保管場所標章（標章シール）」が廃止され、手数料納付がなくなります。

### ● 登録自動車

- 令和7年3月31日までに受取の場合
  - ・車庫証明書の受取り
  - ・保管場所標章（標章シール）の交付申請（手数料550円）
- 令和7年4月1日以降に受取の場合
  - ・車庫証明書の受取り
  - ・保管場所標章の交付なし（手数料なし）

（例）

3月24日（月）に車庫証明申請を行い、3月31日（月）に車庫証明書を受領した場合、同時に保管場所標章の交付があることから550円の手数料の納付が必要です。

4月1日（火）に車庫証明書を受領した場合、保管場所標章が廃止となっていることから、手数料は納付不要です。



### ● 軽自動車

- 令和7年3月31日までに届出の場合
  - 届出時に手数料550円を支払い、以降に保管場所標章（標章シール）の受取
- 令和7年4月1日以降に届出の場合
  - 届出書の提出のみ、手数料の支払いなし

（例）

軽自動車の車庫の届出の場合、届出と同時に手数料の納付が必要です。よって、3月31日（月）に届出を行った場合、標章交付手数料を納付する必要があります。（標章の受領は後日となります。）

4月1日以降に届出を行う場合は、その時点で保管場所標章が廃止となっていることから、手数料は納付不要です。

（注意）

- ・OSSによる電子申請の場合、証明通知日（標章交付手数料の納付要求日）を基準とするため、3月31日までに証明通知があった場合、車庫証明書の受取りが4月1日以降でも保管場所標章の手数料納付の必要があります。
- ・申請書等の様式が変更となりますが、旧様式での申請も受け付けます。
- ・保管場所標章は廃止となりますので、保管場所の申請・届出の制度に変更はありませんので、引越し等の際は、警察署への申請・届出を行って下さい。